

出席停止期間の判断基準（インフルエンザ、新型コロナウイルス）

● インフルエンザの場合

インフルエンザと診断された場合は、発症日を0日目とし、その後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまでを出席停止とします。

【注意】

- ・「発症日」とは、病院を受診した日ではなく、発熱等の症状が始まった日です。
- ・「解熱」とは、解熱剤を使用せずに平熱（37.0℃以下）であることです。

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
1日目に解熱	発症	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	☺ 登校可		
	出席停止								
2日目に解熱	発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	☺ 登校可		
	出席停止								
3日目に解熱	発症	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	☺ 登校可		
	出席停止								
4日目に解熱	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	☺ 登校可	
	出席停止								
5日目に解熱	発症	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	☺ 登校可
	出席停止								

● 新型コロナウイルス感染症の場合

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、発症日を0日目とし、その後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを出席停止とします。ただし、無症状の場合は、検体を採取した日を0日目とし、その後5日を経過するまでを出席停止とします。

【注意】

- ・「発症日」とは、病院を受診した日ではなく、発熱等の症状が始まった日です。
- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用等の感染症対策を徹底してください。

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
1日目に解熱	発症	軽快	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	☺ 登校可	
	出席停止							
2日目に解熱	発症	症状あり	軽快	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	☺ 登校可	
	出席停止							
3日目に解熱	発症	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1日目	発症後 5日目	☺ 登校可	
	出席停止							
4日目に解熱	発症	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1日目	☺ 登校可	
	出席停止							
5日目に解熱	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1日目	☺ 登校可
	出席停止							